

商 工 業 者 各 位

令和 7 年度 鶴田町特別保証制度のご案内

本制度は鶴田町、青森県信用保証協会、地元金融機関のご協力を得て実施されるものであり、鶴田町における中小企業者の内、特に小規模事業者を対象に事業資金の円滑を図り、企業の安定に資するため実施しております。

なお、**㊦**、**㊧**は保証料の2ヶ年分を町にて補助致しますので必ず商工観光課にご請求下さい。

2年以内に繰り上げ償還し保証料の返戻があった場合は、町に返還していただきます。

名 称		鶴 田 町 小 口 資 金 特 別 保 証 ㊦ 制 度	鶴田町事業活性化資金特別保証 ㊧ 制 度
融 資 総 額		8,700万円	12,000万円
取 扱 金 融 機 関		青森みちのく銀行・青い森信用金庫	
融 資 対 象		鶴田町に住所又は主な事業所を有する 中小企業者で納税状況の良好な企業	左記に同じ
融 資 条 件	資金の使途	運転・設備資金とする	左記に同じ
	保 証 料 率	年利率 0.45% ~ 1.90 % ※1	左記に同じ
	保 証 料	保証料の2年分	左記に同じ
	利 息	年利率 2.3 %以内（固定）	年利率 2.4 %以内（固定）
	融 資 額	1企業につき 1,000万円以内	1企業につき 2,000万円以内
	融資期間及 び返済方法	7年以内 一括払い又は割賦償還	10年以内 一括払い又は割賦償還
	保証人担保	保証人 原則として、法人の場合は 代表者のみとし、個人の場合 は不要とする ※2 担保 必要に応じて徴求	左記に同じ
実 施 期 間		2025年4月1日 から 2026年3月31日まで	
申 込 先 お よ び 手 続		申込先：各金融機関 前年度納税証明書 1通準備（役場税務会計課） 設備資金の場合には見積書が必要です	
その他		※1 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は、事業者選択型経営者保証非提供制度要綱に基づき、保証料率0.25%又は0.45%が上乗せになります（上乗せ分は補給対象外）。 ※2 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は、保証人を徴収しないこととする。	